

札幌市母子家庭等自立促進計画策定連絡調整会議設置要綱

(設置目的)

第1条 母子家庭等への支援を総合的に展開するため、関係各課と連携を図り、札幌市母子家庭等自立促進計画（以下、計画という。）の策定及び推進管理のために、札幌市母子家庭等自立促進計画策定連絡調整会議（以下、調整会議という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 計画の策定及び推進管理に関すること。
- (2) その他計画に関連すること。

(組 織)

第3条 調整会議は、座長と委員で構成する。

- 2 座長は、子ども未来局子育て支援部保育・子育て支援課長をもって充てる。
- 3 座長は、調整会議を総括し代表する。
- 4 委員は、別表に掲げる関係部局の課長職をもって充てる。

(会 議)

第4条 調整会議は、座長が招集し、これを主宰する。

(庶 務)

第5条 調整会議の庶務は、子ども未来局子育て支援部保育・子育て支援課において行う。

(そ の 他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項については、座長が別に定める。

附則

この要綱は、平成16年10月25日から施行する。

附則（一部改正平成19年11月1日局長決裁）

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附則（一部改正平成20年3月26日局長決裁）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

局	部	課
財政局	財政部	財政課
市民まちづくり局	企画部	企画課
市民まちづくり局	企画部	調整課
市民まちづくり局	市民生活部男女共同参画室	男女共同参画課
保健福祉局	保険医療部	保険年金課
経済局	雇用推進部	雇用推進課
都市局	市街地整備部	住宅課
教育委員会	学校教育部	教育推進課
子ども未来局	子ども育成部	子ども企画課
子ども未来局	子育て支援部	保育指導課